

ふるさと寄附金（ふるさと納税）とは

Q 1	「ふるさと納税」は出身地だけに限られるのでしょうか？	
A 1	「ふるさと」には、その人その人によっていろいろな想いがあると思います。生まれ育った故郷だけではなく、心の故郷、第二の故郷、これから住みたい故郷など、その方が希望するところが「ふるさと」となります。	
Q 2	寄附金の額に決まりはあるのですか？	
A 2	寄附していただく金額に決まりはありません。ただし、寄附金控除の適用下限額が5千円となっておりますので、5千円以下の寄附は税の控除を受けることができません。 また、控除対象限度額につきましては、所得税が総所得金額等の40%まで、住民税が30%までとなっておりますのでご注意ください。	
Q 3	寄附金の募集期間は決まっているのですか？	
A 3	寄附金の募集に始期や終期などの決まりはありません。 ただし、税の控除につきましては、平成20年1月1日から平成20年12月31日までに寄附された場合、所得税は、平成20年分の所得から軽減（所得控除）されます。 住民税は、前年分の所得をもとに翌年度に課税しますので、平成21年度の住民税から軽減（税額控除）されることとなります。	
Q 4	地方公共団体に対する寄附金税制の見直しはどうなったのですか？	
A 4	改正前	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方式] [1]と[2]の合計額を税額控除 [1](地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × 10% [2](地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × (90% - 0~40%) (寄附者に適用される所得税の限界税率) [2]の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

Q 5 寄附金控除の適用下限額以外にも自己負担額はありますか？

A 5 「ふるさと納税制度」には、これまで適用されていた「基本控除」の部分と、新たに設けられた「特例控除」の部分があり、「特例控除」の額については、住民税所得割の1割を限度としています。

寄附した年の翌年度に課税される住民税所得割の1割以内の金額を寄附されますと5千円以外に自己負担は生じません。

しかし、住民税所得割の1割を超える金額を寄附された場合、5千円以上の自己負担が生じることがあります。

例えば、住民税所得割が293,500円の方で南小国町に5万円を寄附され、年収や家族構成に変化が無く、翌年度の住民税所得割額が前年度と同額の場合、

住民税33,850円（基本控除額4,500円、特例控除額29,350円）所得税で4,500円 合計38,350円の税金が軽減（税額控除）されますが、残りの11,650円は自己負担が生じることになります。

特例控除額29,350円（住民税の特例控除額の上限は、住民税所得割が293,500円×1割）

